

Title	マキーヴァー「永続平和への道」
Sub Title	R. V. Maclver, Towards an Abiding Peace, New York, 1943
Author	高須, 裕三(Takasu, Yuzo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1954
Jtitle	哲學 No.30 (1954. 3) ,p.169- 183
JaLC DOI	
Abstract	<p>It may be now too late, I fear, to write a review of this book, published in 1943. But, in this book, Maclver put forward not only the principle and the policy for the peace treaty that was to come, but also some concrete proposals for the establishment of an international order or World Confederation. So, I think, it still maintains its own fundamental value. Furthermore, I must state a positive reason for writing a review of this book today. Owing to the journalism which the expression of "the Two Worlds" very often, it seems to me that many people have too fictitious a conception of the very structure of the world itself. Is there not a tendency of disguising the substance of the world itself with the apparent phenomena of politics? Of course, in the aspect of politics, the world can be said to be divided nowadays into the two opposing parts. But, it seems that the very structure of the world itself consists of not the two but of several parts. On this point, Maclver shows his clear view in this book, especially in Chap. X. So I introduce the main parts of the contents of this book, and estimate it highly, especially because of its fundamental character of grasping the world as it is, guarding itself against running to polarization. The most unique point of his plan for the establishment of an international order, I understand, is to put "The International Executive" under the influence of territorial communities. That is very good for the democratic structure. Granting the positive contribution of Maclver's study, I may note one questions on this point; that is, how can it be possible to bring the nature of territorial communities into harmony with that of the international executive association in the same member of the "Executive"? However, it is perhaps expecting too much of a short treatise to attempt to tackle this problem.</p>
Notes	Book Review
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000030-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マキーヴァー「永続平和への道」

R. M. MacIver, *Towards an Abiding Peace*, New York, 1943.

高 須 裕 三

一

第二次世界大戦の勝敗の帰趨がほゞ明かになりつゝあつた一九四三年に出版されたマキーヴァーのこの書を、いまこゝに取上げることは、或は「六日の菖蒲」のそしりを免れないもののようにも思われる。

然しながら後述するように彼は本書に於て、やがて来る講和に臨むべき聯合國の基本方針と政策とを説述するとともに、それと同時に建設に着手すべき国際的秩序——世界聯邦 (Confederation)——の基本原理とその具体的構造とを明示し、講和問題を論ずる背景にはつねに彼の構想する世界聯邦の基礎が浮彫にされているのであるから、今日に於ても、本書のもつ世界秩序についての原理と構造図とはその基本的な価値を失つてはいないように思われる。

(因みにマキーヴァーはその著“Society”一九五三年版の *An international community* の項目に於て、若干の

説明をした後、国際秩序の樹立に関する具体的提案は自著 *Towards an Abiding Peace*. 1943. に示されていると註記している。）

そして更に私がこの書を敢て今日取上げることにした積極的な理由としては、次のことを記して置かねばならぬ。

第二次大戦終了後、ソ聯は戦時中の聯合各国との協調の態度を一変して独自の計画の下にソ聯圏の建設を進めるに至つたので、終戦の翌年即ち一九四六年三月には早くもチャーチルが「鉄のカーテン」なる表現によつてこれに警告を發したのであつたが、翌四七年三月にはトルーマン宣言が發せられて米国は所謂「封じ込み政策」と称された反撃的態勢に出たのであり、この頃より世界政治は「二つの世界」に分裂の現象を呈するに至つた。それは即ち今日の國際政治が國際権力政治であり、その故にそれが分極現象 (*Polarisation*) を必然的に起しつゝあるのに因るものであると一応解釈出来ようか。

まことに「政治」とはわれわれにとつては國家相互の間であらうが、一國家内に於て國家の包容する人間集團相互の間であらうが、権力の分前にあづかろうとする努力であり、或は権力の分配を左右しようとする努力である。「國家は……合法的な（即ち合法と見なされた）強制力的手段の上に支えられた、人の人に対する支配關係である。」(Max Weber, *Politik als Beruf*, 1919. S. 4. u. S. 5.) (傍点筆者、以下同じ)そして更に、「政治に固有なる區別は敵味方の區別である。この區別は、人間の行為と動機とにそれらの政治的意味を付与するものである。すべての政治的行為や動機は結局に於てかかる區別に帰着する。」(Karl Schmitt, *Der Begriff des Politischen*, 1933. S. 7.) とうりよるな見解が少くとも政治現象の一面的真理を捉えているものとすれば、第二次大戦により米ソ以外の列強が殆ど衰弱

するに至つた今日、そして又技術的發展によつて地球表面の時間的距離が著しく縮小された今日、逆比例的に敵味方的対立關係が地球大的に拡大されて「二つの世界」的政治現象が発生するに至つたことは当に然るべき事象ではある。そして今日、國際的和戰の決定的条件をなすものが実に政治であることは何人と雖も異論のない所であろう。

然しながらこのことは、直ちに政治的契機が世界構造の根柢をなすということにはなり得ないであろう。「二つの世界」なる端的な表現が人口に膾炙し、特にジャーナリズムの愛用する所となつて以来、人は往々にして世界構造そのものを「二つの世界」として強いて擬制してきた嫌いはなかつたであろうか。表面的な政治現象を以て世界そのものの本質を掩わんとする傾向はなかつたであろうか。

或はまた個人主義對社会主義、自由主義對専制主義、乃至は民主主義對帝國主義、民族的解放對植民地的隸從等々の思想的分極化を以て政治的分裂現象の理由付けをなしたりとして單純に世界を二つに割切つてきはしなかつたであろうか。

このような疑問を裏付ける事實は洋の東西に起りつゝある。その最も顯著な例としては、いまその過程にあるとはいえ、超國家機構としての西欧共同体の建設というヨーロッパ史上空前の事業を挙げねばならないであろう。

もとよりこの西欧一体化の主要且つ直接的な動機は、ソ聯圈への對抗の必要性にあること、そしてその脊後に米國の強力な後押しがあることは論ずるまでもなく、然らば西欧共同体それ自体が「二つの世界」の一現象であるとすることも勿論可能でもあり妥当でもあろうが、そしてまたそれは独・仏關係の政治的調節などという点からも觀られ得ようが、然し一層根本的に見るならば、それは單なるソ聯圈或は東歐に對抗するための西欧共同体ではなくして、ソ聯とアメリカとの二大政治勢力に狭まれつゝも、西欧は西欧としての独自の歴史的な文化と經濟とをもつ別個

の世界として生き抜こうとする主体的な西欧人の意志の表現として理解さるべきものであろう。このことは西欧共同体の第一歩が石炭・鉄鋼共同体として経済的契機を基礎とした超国家機構として発足した歴史的事実と照合するときに興味の深いものである。

眼を東に転ずるとき、第二次世界大戦後の国際情勢の最大の変化として、植民地体制の崩壊、中東、印度及び東南アジアに於ける独立国家の誕生（多くは未だ名目的たるにとどまるが）の事実が挙げられる。もとよりその脊後にはソ聯或はアメリカの後押し・干渉などの政治的触手が動いてはいる。然しながら根本的にはやはり民族自立、国家主権の回復を希求する現地人の主体的な意志の表現として理解するのが正当な見解であらうと思われる。

かくて「二つの世界」なる政治現象の動向は、文化・経済なる異次元の契機によつて浸蝕され、更に同次元の政治的契機によつて抵抗されて、実質的・具体的には世界は「数種の世界」とも呼ばるべきその構造を隠しめつゝあるものの如くである。そしてそれを捉えることはまさしく社会学の研究者に課せられた一つの任務であるといつてよいであらう。

もとより世界史の動向は分化 (differentiation) と全化 (integration) との弁証法的展開過程として考えられ、人間の接触圏拡大の社会学的法則は否み難き事実である。その意味では、各々の国民共同体が独立単位を形成していた近代的な世界構造の時代は今や過去のものとなりつゝあることは確かであり、その方向を分極化して示せば端的に「二つの世界」として示されるでもあらう。

然しながら分極化は、それが政治的な面に於けるものでもあれ、或は思想的な面に於けるものでもあれ、何れにしても一つの抽象であつて具体的現実的なものではあり得ない。各々の国民共同体が単位的に分立していた世界構造

がもはや過去のものであり、「二つの世界」が世界構造そのものとしてはもし抽象であるとするならば、現在の世界構造の単位をなすものは何所に求められ、またその政治的単位としては凡そ幾許の世界が数えられて然るべきであろうか。社会学者マキーヴァーは、この点に関して明瞭な彼の見解を本書に示している(第十章)。これが本書を特に今日に於てとり上げる理由の第一である。(もとより幾許かの数に数えることそれ自体が即ち一つの抽象とはなるがこのような抽象は學問に必然的に付随するものであつて分極化的抽象とは同日に談すべからざることはいうまでもな
59)

次に第二の理由は、第一の理由と表裏的に関聯していることではあるが、私の知る限りでは、わが国に於てこゝ數年来相ついで發表されて来た「平和論」の中の多くのものの性格が前述の「分極化」の偏向性を示しているものゝ如くであり、この一面性を克服して社会構造そのものゝ根柢に立つた立論が曉天の星の如き有様に思えるからである。このことは、それらの「平和論」の發表者の大部分が政治学者或は哲學的思想家乃至はそれらの系統に屬する評論家で占められ、社会学者の發言が極めて寥々たるものであつた事実と符合する。

前にも触れた如くに、今日政治現象はその大勢に於て分極化の傾向を示していることは掩い難き事実である故に、政治学的見地に立つての發言の中、その多くのものが「二つの世界」の対立を前提とするのは当然の成り行きであるし、また哲學的思索の中の多くのものが何らかの意味に於て対立物の統一(Einheit der Gegensätze)とか兩極的統一(doppelpolige Einheit)という如き概念を中軸として展開されることがしばしばであるとするならば、そういう考え方の基礎に立つて發表された「平和論」の中の多くのものが「二つの世界」の対立、その一方への傾倒、或はそれの超克、或は中立、更には第三勢力論という具合に種々の変差はあるとしても、多くの場合「二つの世界」なる前

提、或はその擬制から出発していたことは、一面当然の性格でもあつたと概言され得るであらう。

もとよりこれらの議論はそれぞれの分業的部面に於て多かれ少かれの貢献をなすものであつた。然しこの部面の人々の、そのような性格を主とする発言のみに平和論が委ねられて十分といふことはあり得ない。こゝに社会学的見地からのマキーヴァーの平和論をいまとり上げる然るべき理由があると思われるのである。

「人間は彼の信仰をつねに知覚に結合しなければ承知しない。そしてその信仰とその知覚の何れか一方ではなくして、双方を共に信ずるのである。そのような信仰と知覚との若干の結合に於て、この書は永続平和の根拠に献ぜられるのである」(MacIver, *Towards an Abiding Peace*, p. 1.)といふ社会学者マキーヴァーの態度は、同時にわれわれ同学の徒の態度でもあると言つてもよいであらう。

二

本書の構成は十三の章から成り、多くの章に於て講和への方針・政策と、それがよつて以て立つべき根底的な国際秩序の原理・構造とが論ぜられているのであるが、われわれの今日の関心が後者に重く置かれることはもとよりである。

第一章に於ては先づ彼の方法論が簡略に述べられている。前に引用したように、信仰と知覚との若干の結合、別の面から見れば理想と現実との統一としての彼の立場は、彼の進歩的にして而も現実的な論旨の展開を讀者に予想せしめるものがあるであらう。更に彼は過去に於ける頻々たる人類の戦争の歴史の統計的數字を挙げつゝも、而もこの統計によつて将来をも律してはならぬこと、従つて平和への努力を諦めてはならぬことを強調しているのは、自然科学

的方法は決して社会学に於ける十分な方法ではあり得ないといふ彼の年来の主張の要約であり、またその適用でもあろう。

そして「戦争は如何なる条件の下にあつても武力に訴えようとする政府の意図以外には何らの原因ももたないのである。戦争は「国策の道具」である。」(P. 4.)といふ表現は些か粗略の感を免れぬかもしれないが、そこに国家を一応アソシエーションとして捉え、これをコミュニティから一応分離する彼の年来の理論を以て、戦争なる現象が決して社会構造の根拠に由来する必然的なものではあり得ないことを論証せんとする意図が十分に感じとられるのであり、そこに彼の社会学的基礎概念と現実との關聯が如実に示されているのである。そして彼のこの理論を国際平和の問題の領域に展開せしめた所に本書の意義が特に見出されるのである。

更に又「一般の人々の日常の希望や心配は、権力の座の周圍に集る人々の希望や心配とは全く異つてゐる。人々の大多数は……生きる手段を求めて又僅かの臨時の収入を求めて奮闘している。大衆にとつては大金である所の些細な総額と、戦争が消費する巨額な何十億との相異は、また大衆の態度と、戦争の打算を計る侵略的政治家や支配者達の態度との相異の尺度でもある。」(P. P. 5—6.) 「人間社会に於ける生来の變動の諸力は古い制度によつて滯らされ得るものではない、権威はその住み場所を変える。強者は力から追われ、弱者は力の方向へ上つてゆく。この過程は決して終らぬ。」(P. 9.) と論ずるとき、社会變動の力の重心が益々コミュニティの方向へと沈下し、それだけ益々戦争の可能性は稀薄化の傾向にあることを彼は示さんとする。こゝにも彼の謂う「信仰と知覚との若干の結合」が見られるのである。

然しながらアソシエーションとコミュニティとを一応分離し、後者への社会力の重心の還帰を強調するだけな

らば、理論はユートピア的な自然主義に墮し、われわれの生活は再び近代以前の如き状態へと逆転するの他はない。根拠は条件によつて媒介されねばならず、基礎的集団は機能的集団によつて再び否定的に媒介されるのでなければ眞の具体的構造とはなり得ない。かくてコムミュニティーは再びアソシエーションによつて組織化されねばならず、たゞその場合のアソシエーションはもはや近代国民諸国家にとゞまるを得ず、それらの止揚されたものであらねばならぬ。

かくて彼は、「人間の組織化の才能が諸国家が国境をもつている所の線で止つていた故に彼等は戦争防止の方法をこれまで知らないで来たのである。この国境線を超える前進を何が妨げているのであるか。人間は闘争的たると同時に組織化的動物である。事態に於ける何らかの必要性によつてではなく、国家についての諸々の伝統や偏見や擬制によつて、そして特に主権と称する神秘物についての鞏固な偏見によつて、国境線に於て人間は止まつてきた。」(P.P. 4-5)「われわれは他の諸国家との関係に於て国家がもつている独立主権を廃さねばならぬ。そして国際組織を有機化せねばならぬ。そのための諸条件は後述するであろうが、既に熟している。」(P. 8)「共同体は変化する。それは拡大する。それはもはや壁で囲まれない。それは共同体を超えての共同体である。過去に於て人間が彼の結合の意識を、変化する社会の現実調節することを学んできた如くに、そのように人間は確かに再び学ぶであろう。」(P. 14)と論じて第一章を結んでゐる。この章はまた本書の基本的方向でもあろう。

第二章、「平和の代償」に於ては、われわれが平和をかちとるためにはそれ相應の代償を払わねばならず、第一に心理学的代償としては国民的な優越感や差別感の匡正を必要とし、第二に政治学的代償としては国家主権の独立性・絶対性を止揚せねばならぬと論ずる。そして国家主権概念の歴史的起源を論じて、「それ故に如何なる種類の、如何

なる範圍の、そして如何なる組織の主権が現代の文明の要求に最もよく適應しているかを探求」(P. 24) せねばならぬとする。

かくて主権という概念もまた歴史的に変化する社会的内容を有する概念に過ぎぬこと、従つて政治的権力の性格が社会的に規定され得ることが示されていることは、國際平和の考察に當つてつねに留意さるべきことであらう。

第三章に入つて、その「平和の第一条件は國際的秩序の樹立」(P. 26) であるが、秩序の柱ともなるべき眞の國際法はまだ存しない。まことに「國際法が主として戦争法規で占められている限り、その名に値する國際法は存し得ない」(P. 29) のである。(この主張は一九四七年の *The Web of Government*; chap. XII に於て更に展開されている) かくて國家の獨立主権と交戦権とが國際機關に委讓されたとき初めて眞の國際法が出来、それは國際警察の武力によつて確保され制裁力をもたねばならぬ、同時に各國の軍備は全廢されねばならぬ(その過程は實際的必要から徐々の段階を踏むとしても) と論ぜられる。

以後の若干の章に於ては、敗戦國處理の基本方針と政策とが論ぜられるが、第八章では大憲章(國際共同体の憲法)の樹立が論ぜられ、特に社會變革の手段としての教育の重要性が強調されている。第九章では大法律(國際共同体の法律)について論ぜられるが、こゝで特にユニークな構想は國際公平委員會の制度である。

それは、従來戦争がしばしば社會變動の諸力のはげ口であつた、そこで戦争なき國際秩序は何らかの方法によつて社会的諸力の膨張と収縮とに適應する伸縮性をもたねばならぬ。然るに法律はしばしば現状維持的遲滯性を示し易いものであるから、これを高所から指導する機關が必要となる。かくて公平委員會の第一の機能は、樹立された秩序の變動の衝撃を感じることであり、法律の機械的運用では解決出来ぬ問題を解決することである。これは世界最高法廷

とは異り裁判や法律を司る所ではないから、この委員会のメンバーは社会的視野の豊かな指導性ある人物が選ばれねばならぬと論ぜられる。

三

第十章、「国際的秩序の人造的構造」は本書の具体的構図の中心部分をなす。

「国際的秩序の人造的構造を案出するに当つて組織の条件そのものは、単一国家のみならず、国家群の考慮を必要ならしめる。」「諸国家は分立的単位としてのみならず地理的に限界づけられた政治的ブロックとしても行動せねばならぬ。包括的組織はもしも有効に機能を發揮せんと予定するならば適当な下位組織を考察せねばならぬ。然しこれらの下位組織は機構の終点としては考えられず、機構全体との直接的な關係に於て構成されている。」「国際的組織の内部で活動する国家群は、地理的接觸はもとより、共通の利害關係及び共通の文化を考慮して決定される。……この計画の下では下位組織は純粹に機能的諸目的のために構成される……」(P.P. 135—6.)

かくて国民共同体を超えて地理的・經濟的・文化的關係の複合体としての地域的大共同体の存在が重視され、そのコミュニティの基礎の上に立つアソシエーション(国家群)が下位組織となつて、上位の包括的組織(世界聯邦)の機能の發揮を支持することとなり、その世界聯邦の機能は立法・行政・司法の三要素に分立される。

(1) 國際立法部 (The Assembly of the Nations)

旧國際聯盟の根本的欠陥は、それが各国の人民から遊離して各国の政府のみを代表したことにあつた点を反省しつゝ、新しい國際議會は次の二点で旧聯盟と根本的に異なるものとする。第一に國際議會は直接人民の上に基礎をもつ。

第二に國際秩序の部分としての權力をもち公務を實際に支配する。

そして「包括的國際機構は人民の機構であつて単なる政府のそれであつてはならないという大原則から……一つの國の代表は適當な機關によつて指名されたる候補者のリストから普通選挙によつて決定されるという事が極めて望ましく……」(P. 138.)とされる。

この國際議會の仕事としては法律の作成、予算の編成、費用の各國への割当、國際行政部の行為の監理などが挙げられ、そのために國際經濟委員會、國際労働委員會、國際保健委員會等の常置委員會をして勸告及び調査に当らしめる。

かくて「國際議會は全國國際機構に於ける中心部分を占め……行政部が無責任或は專制的にならないことの保証を提供し、すべての國民の協力のための広い地盤を用意」(P. 140.)するのである。

(2) 國際行政部 (The International Executive)

「この機關は明かに全く限られた数の構成員から作られねばならない。……幾つかの最大國以外のすべての國々が行政部への代表を選ぶ目的のために相ともに地域的單位を形成することが必要である。それ故にわれわれは一つの内閣或は十一ヶ國會議なるものを提唱する。それはそれぞれ次の諸國或は國家群から選出される一員によつて構成されている。

- 1、アメリカ合衆國
- 2、ラテンアメリカ
- 3、大ブリテン及びその自治領(カナダ、ニュージーランド、オーストラリア及び南阿聯邦を含む)

- 4、ロシア
- 5、東部ヨーロッパ（ポーランド、チェッコスロヴァキア、ギリシヤ、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア）
- 6、中央ヨーロッパ（ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア）
- 7、西部ヨーロッパ（フランス、ベルギー、オランダ、スペイン、ノールウェイ、スエーデン、デンマーク、ウイ
ンランド）
- 8、イスラム諸国家（トルコ、パレスタイン、エジプト、イラク、イラン、そして出来るならば回教徒インド）
- 9、中華民国及び朝鮮
- 10、日本（タイ国、インドシナ及び他の極東諸国と共に）
- 11、インド

われわれの提案に対してそれら諸国家群の大部分は、その提案を正当化すべき十分な文化的経済的緊密な結合性をもっている。……われわれの示唆した三つのヨーロッパの国家群の各々は明確な重心をもっている。……問題は周辺の諸国家を一つのグループに付着せしめることであるが、こゝに異論の余地がある……」（P.P. 140—1）

「国際行政部の内部的構造に関しては、その構成員は領域的基礎に基いて任命される故に各人は一つの大地域を代表し行政的な諸仕事の割当は彼等との間の協約によつて決められ、彼等は彼等によつて選れた議長の権限に従うといふことは明瞭である。然しながら行政部のメンバー達は内閣のメンバーに似るべきではない。彼等は各々別の任所を持つべきではなく、省別に任命されるべきでもない、彼等の特殊な仕事はその仕事の性質によつて諸委員会によつて準備

さるべきである。幾つかの目的のために、「これらの委員会は疑いもなく領域的な線に従うべきである」(P. P. 143—4.)

こゝに引用した彼の主張は極めて独創的な示唆に富むものと思われる。地域代表が立法府のみならず行政府に於ても、その地域性を顯著に保持するということは、コミュニティのアソシエーションに対する基礎的な優位を機能的分野にも持込まんとするものであり、それによつて国際行政と世界の全人民とを直接に結び付けんとする並々ならぬ抱負の表現を人はそこに見るべきであらう。そして彼の民主的な世界政治の構図の中心は実にこの辺に求めらるべきであらうと思われる。これについての所感は簡単に最後に於て述べてみたい。

(c) 国際司法部 (The International Judiciary)

世界秩序の樹立は、真の意味の国際法を初めて誕生せしめ、それに相応して国際司法部が作られる。国際裁判所の諸決定は総合されてやがてまた国際法の法典へと成長する。「かくて人間社会の歴史に於ける最大の進歩、法の統治の全地域への拡大……が遂に実現されるであらう。」「そしてこの司法部のメンバーは国民の諸権威によつて指名された候補者のリストから国際行政部と国際議会とによつて選出されるのがよい」(P. 145.) とされる。

次に国際公平委員会の委員もまた「行政部のメンバーが出て来た所の大地域の区劃のそれぞれから一人出てきて結局十一人によつて構成される」(P. 146.) のである。

最後にこの国際組織の名称については world state, federation, confederation の三つを吟味して結局 confederation を採用することゝ決めてゐるのである。

四

第十一章、「国際秩序の展望」に於ては主として経済組織と政治組織と何れが国際平和機構に於ける先決問題であるかを論じて、彼は後者の変革こそが第一であると主張する。そして「平和の機構のために捧げられた書物の中に於て、すべての近代国家を悩ましてゐる大きな社会・経済的諸問題を考察することは必要でもなく望ましくないとさえ考える」(P.P. 158-9)それはこの問題の提起によつて各国間に波瀾を起し協調を乱すことをおそれるからである。この態度は、つねにコミュニティーの基礎的重要性を説く彼としては首尾一貫してゐない感がないでもない。然し彼は国際政治組織の合理化による経済的繁栄は国内的に社会保障・完全雇傭・小数集団の保護を結果して、国内騒乱の可能性を著しく減退せしめ、コミュニティーの合理化をもたらすと説明する。この点はもとよりそれぞれの立場からの論争のある所であろう。

然し一般的に言つて経済が地域的に、歴史的に、それぞれ相当の発展上の差異を持つものに対し、政治はそれほどのデリケートな地域的・歴史的差異を持たぬ点を考慮すれば、世界的な組織を作るに當つて先づ政治的な面がとり上げられるのは一応順当とも言えるであろう。

五

世界的に大規模な問題を多面的に扱つたこの書は、読者に対し大小種々の反応を起さしめるであろうが、雄渾な筆致を以て描き上げられた彼の構図に於けるそのオリエンテーションは重要な意義と多くの示唆とを含むものと思われ

る。

たゞ最後に、私にとつて最も焦点的な一点について感じた疑問を記すならば、彼のいう如き国際行政部のメンバーに新たに持ち込まれんとする地域的性格と、それ本来の国際行政的性格とが如何にして調和し得るかという根本的な難問題である。世界各地の経済的条件が平均的に向上し、教養と理性とが平均的に浸透して最も民主的な理想的世界が出現した際にはそれは可能ともなるであろう。然しそのような社会的条件の形成には、例えば世界資源の計画的再配置ということなどのように、強力な政治力に俟たねばならぬ点が多く、そのようなアソシエーションの強力化は裏返せば国際的権力闘争更には戦争への道ともなりかねない。アソシエーションの性格とコミュニケーションの性格との調和を如何にして実現するか。こゝに於て問題は再び彼のいう「信仰と知覚」との二律背反の悩みに立還るものゝ如くである。

然しながらそのような分極化こそマキーヴァーの最も警めた態度なのではあつた。そして分極化的平和論の二律背反からの解脱の方向にこそ本書の今日的意義が特に認められ得るのもあろう。